

和歌山県障害者差別解消条例（仮称）骨子案に対する県民意見を募集します

和歌山県では、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現をめざし、総合的に障害者施策を進めてきました。

しかしながら、現在もなお障害のある人は、日常生活や社会生活において、障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、社会的障壁を取り除くための必要な配慮を受けることができず、暮らしにくさを感じている状況があります。

そこで、県では、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に寄与するため、標記条例の制定を検討しています。

このたび、標記条例の骨子案を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を広く募集します。

○意見募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）まで【必着】

○骨子案の閲覧・入手方法

1) 骨子案の閲覧場所 及び 閲覧時間

・県庁障害福祉課（北別館1階）及び情報公開コーナー（本館2階）

各振興局健康福祉部総務福祉課 及び 串本支所地域福祉課

➤閲覧時間：午前9時～午後5時45分（土、日、祝日を除く）

（情報公開コーナーは午後5時まで）

2) 和歌山県ホームページへの掲載

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu_index.html

○意見提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で県庁障害福祉課までご提出ください。

1) 郵送先：〒640-8585（住所の記載は不要）和歌山県 障害福祉課あて

2) FAX 番号：073-432-5567

3) E-mail アドレス：e0404001@pref.wakayama.lg.jp

【提出についての注意点】

○いずれの提出の場合も、件名を「障害者差別解消条例（仮称）骨子案への意見」とご記入ください。

○様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、ご活用ください（閲覧場所及び県ホームページで入手可能）。

○ご意見には、氏名、住所及び電話番号（法人及び任意団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）をご記入ください。

○電話や口頭での受付はしていません。必ず上記のいずれかの方法でご提出ください。

○提出頂いた意見の取り扱いについて

1) 提出いただいたご意見については、「和歌山県障害者差別解消条例（仮称）」策定の参考とさせていただきます。

- 2) ご意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで、県ホームページで公表します（ご意見の内容以外は公表しません）。なお、類似しているご意見は集約させていただきます。
- 3) ご意見に対し、個別には回答いたしませんので、予めご了承ください。
- 4) ご記入いただいた氏名、電話番号等の個人情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。また、第三者に提供することはありません。

○お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課 計画調整班（北別館1階）

TEL：073-441-2532（直通） FAX：073-432-5567